

骨髄バンク団体傷害保険 保険の概要

1. 被保険者(保険の対象となる方)

骨髄バンクに登録された骨髄提供者のうち、骨髄の提供に同意した者

2. 保険の内容

被保険者が骨髄移植およびこれに関連した医療処置を行う目的で、自宅を出てから帰宅するまで(7日を限度)の傷害を包括的に補償(通常の傷害保険が対象とする交通事故等のみならず、骨髄移植等と相当因果関係のある傷害も補償)。

3. お支払いする保険金

死亡保険金	1億円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて上記金額の 3%~100%
入院保険金	1日あたり 10,000円
通院保険金	1日あたり 5,000円

4. 保険金支払い基準

保険会社での保険金支払い基準は、全て保険約款に基づいております。骨髄移植等に起因する傷害につきましても、医療機関からの証明書等をもとに、骨髄移植等と傷害との間に因果関係があると認められた場合に保険金をお支払いします。